（運用指図者の加入の申出）
第59条　運用指図者が行う加入の申出は、次に掲げる運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。
一・二　（略）
三　第３号被保険者である運用指図者　第１号イ、ニ及びホに掲げる事項
四　任意加入被保険者である運用指図者
イ　第１号イからホまでに掲げる事項
ロ　（略）
２・３　（略）
（連合会への情報の提供）
第66条の２　事業主は、毎月末日現在における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して２営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。
一～四　（略）
五　令第34条の２第１号に規定する企業型年金加入者への該当の有無
六　（略）
２～６　（略）
（連合会への中小事業主掛金に係る届出）
第70条の３　中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、その名称、住所その他次の各号に掲げる事項を連合会に届出なければならない。
一～八　（略）
２　中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。
一～三　（略）

（運用指図者の加入の申出）
第59条　運用指図者が行う加入の申出は、次に掲げる運用指図者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会に提出することによって行うものとする。
一・二　（略）
三　第３号被保険者である運用指図者　第一号イ、ニ及びホに掲げる事項
四　任意加入被保険者である運用指図者
イ　第一号イからホまでに掲げる事項
ロ　（略）
２・３　（略）
（連合会への情報の提供）
第66条の２　事業主は、毎月末日現在における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して２営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。
一～四　（略）
五　令34条の２第１号に規定する企業型年金加入者への該当の有無
六　（略）
２～６　（略）
（厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出）
第70条の３　中小事業主が中小事業主掛金を拠出するときは、あらかじめ、その名称、住所その他次の各号に掲げる事項を厚生労働大臣及び連合会に届出なければならない。
一～八　（略）
２　中小事業主は、前項の規定により届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
一～三　（略）

３　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、毎年１回、次に掲げる事項を記載した書類を連合会に提出しなければならない。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。
一～五　（略）
（加入者掛金額の変更）
第74条　（略）
２　（略）
３　事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超える場合は、連合会は、加入者からの加入者掛金の額の変更の届出がなくても、当該拠出限度額から中小事業主掛金の額を控除した額に加入者掛金の額を引き下げることができるものとする。
４　（略）
５　第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第１項の変更の回数に算入しないものとする。
一　各加入者に係る事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を引き下げる場合

３　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、毎年１回、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣及び連合会に提出しなければならない。
一～五　（略）
（加入者掛金額の変更）
第74条　（略）
２　（略）
３　企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超える場合は、連合会は、加入者からの加入者掛金の額の変更の届出がなくても、当該拠出限度額から中小事業主掛金の額を控除した額に加入者掛金の額を引き下げることができるものとする。
４　（略）
５　第75条各号に掲げる加入者の区分の変更に伴う加入者掛金の額の変更、拠出区分期間の変更又は次に掲げる事項に該当する場合は、第１項の変更の回数に算入しないものとする。
一　各加入者に係る企業型年金の事業主掛金の額若しくは中小事業主掛金の額が引き上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）又は他制度掛金相当額若しくは共済掛金相当額が引き上がることにより、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を引き下げる場合